

総社市告示第8号

令和3年度総社市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和3年総社市告示第153号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条号とし、移動後条号に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条号（以下「追加条号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) 略 (9) <u>支援給付金</u> <u>支援給付金支給対象者に対して支給する子育て世帯への臨時特別給付金をいう。</u> (10) <u>支援給付金支給対象者</u> <u>別記3に掲げる支援給付金が支給される者をいう。</u> (11) <u>支援給付金対象児童</u> <u>別記4に掲げる者をいう。</u> (子育て世帯への臨時特別給付金の支給等) 第3条 市は、支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。<u>ただし、支援給付金を支給した場合における、当該支援給付金の支援給付金対象児童を対象児童とした子育て世帯への臨時特別給付金は支給しない。</u> 2 略</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) 略 (子育て世帯への臨時特別給付金の支給等) 第3条 市は、支給対象者に対し、<u>この要綱の定めるところにより、</u>子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。 2 略</p>

改正後	改正前
<p>(子育て世帯への臨時特別給付金の支給等に関する周知)</p> <p>第10条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童並びに支援給付金支給対象者及び支援給付金対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。</p> <p>(申請が行われなかった場合等の取扱い)</p> <p>第11条 略</p> <p><u>(支援給付金の支給等)</u></p> <p>第12条 市は、支援給付金支給対象者に対し、支援給付金を支給する。</p> <p>2 <u>前項の規定により支援給付金支給対象者に対して支給する支援給付金の額は、支援給付金対象児童1人につき10万円とする。ただし、支援給付金支給対象者からの申請に基づき、子育て世帯への臨時特別給付金の受給者から当該支援給付金に相当する額の金銭等を受け取っていた場合又は支援給付金対象児童のために当該受給者が当該支援給付金に相当する額の金銭等を費消していた場合は、その額を控除する。</u></p> <p><u>(支援給付金支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限等)</u></p> <p>第13条 <u>支援給付金に係る市の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。</u></p> <p>2 <u>支援給付金の申請期限は、令和4年4月28日とする。</u></p> <p>3 <u>支援給付金支給対象者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が把握する令和4年3月分の児童手当振込指定口座又は申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式</u></p> <p>(2) <u>窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口提出し、市が把握する令和4年3月分の児童手当振込指定口座又は申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式</u></p> <p>(3) <u>窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式</u></p>	<p>(子育て世帯への臨時特別給付金の支給等に関する周知)</p> <p>第10条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。</p> <p>(申請が行われなかった場合等の取扱い)</p> <p>第11条 略</p>

改正後	改正前
<p>4 <u>市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。</u> <u>(代理による支援給付金の申請)</u></p> <p><u>第14条 代理により前条に規定する申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。</u> <u>(支援給付金支給対象者に対する支給の決定)</u></p> <p><u>第15条 市長は、第13条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支援給付金支給対象者に対し、支援給付金を支給するものとする。</u> <u>(支援給付金の申請が行われなかった場合等の取扱い)</u></p> <p><u>第16条 市長が第10条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支援給付金支給対象者から第13条第2項の申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支援給付金支給対象者が支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。</u></p> <p>2 <u>市長が前条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支援給付金支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。</u> <u>(不当利得の返還)</u></p> <p><u>第17条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者若しくは支援給付金支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めるものとする。</u> <u>(受給権の譲渡又は担保の禁止)</u></p> <p><u>第18条 略</u> <u>(その他)</u></p> <p><u>第19条 略</u></p> <p>別記(第2条関係) 1 支給対象者</p>	<p>(不当利得の返還)</p> <p><u>第12条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めるものとする。</u> <u>(受給権の譲渡又は担保の禁止)</u></p> <p><u>第13条 略</u> <u>(その他)</u></p> <p><u>第14条 略</u></p> <p>別記(第2条関係) 1 支給対象者</p>

改正後	改正前								
<p>(1) 略</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、子育て世帯への臨時特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)に規定する者(以下「受給者等」という。)に対して子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="219 432 1099 799"> <tr> <td data-bbox="219 432 645 762"> <p>① 令和3年9月30日(以下「基準日」という。)後に受給者等が死亡した場合(この(2)の規定により子育て世帯への臨時特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)</p> </td> <td data-bbox="649 432 1099 762"> <p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。)に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="219 764 1099 799">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>3 支援給付金支給対象者</p> <p>(1) <u>支援給付金は、次に掲げる者であって、かつ、支給対象者の配偶者であった者のうち、離婚等をした者その他これらに準ずる者に対して支給する。</u></p> <p><u>ア 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者(令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から当該申請日までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者)になった者。ただし、法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。</u></p> <p><u>イ 令和3年9月30日において高校生を養育していなかったが、令和4年2月28日(令和4年2月28日までに申請があった場合は、当該申請日)において高校生を養育している者(当該者の所得額が児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する額未満の者に限る。)</u></p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、支援給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、</p>	<p>① 令和3年9月30日(以下「基準日」という。)後に受給者等が死亡した場合(この(2)の規定により子育て世帯への臨時特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。)に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>	略		<p>(1) 略</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、子育て世帯への臨時特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)に規定する者(以下「受給者等」という。)に対して子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1191 432 2072 799"> <tr> <td data-bbox="1191 432 1617 762"> <p>① 令和3年9月30日(以下「基準日」という。)後に受給者等が死亡した場合(この(2)の規定により子育て世帯への臨時特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)</p> </td> <td data-bbox="1621 432 2072 762"> <p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。)に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1191 764 2072 799">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	<p>① 令和3年9月30日(以下「基準日」という。)後に受給者等が死亡した場合(この(2)の規定により子育て世帯への臨時特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。)に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>	略	
<p>① 令和3年9月30日(以下「基準日」という。)後に受給者等が死亡した場合(この(2)の規定により子育て世帯への臨時特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。)に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>								
略									
<p>① 令和3年9月30日(以下「基準日」という。)後に受給者等が死亡した場合(この(2)の規定により子育て世帯への臨時特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。)に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>								
略									

改正後	改正前				
<p>既に（１）に規定する者（以下「支援給付金受給者等」という。）に対して支援給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="219 284 1102 1241"> <tr> <td data-bbox="219 284 645 544"> <p>① 支援給付金受給者等が死亡した場合（この（２）の規定により支援給付金を支給される者が、当該者に対して支援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p> </td> <td data-bbox="645 284 1102 544"> <p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 544 645 1241"> <p>② 支援給付金の支給が決定されるまでの間に、支援給付金受給者等からの暴力を理由に避難し、当該支援給付金受給者等と生計を別に行っている当該支援給付金受給者等の配偶者（現に４の支援給付金対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該支援給付金対象児童に係る法第７条第１項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が当該支援給付金受給者等に対して支援給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p> </td> <td data-bbox="645 544 1102 1241"> <p>左欄に掲げる当該支援給付金受給者等の配偶者</p> </td> </tr> </table>	<p>① 支援給付金受給者等が死亡した場合（この（２）の規定により支援給付金を支給される者が、当該者に対して支援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>	<p>② 支援給付金の支給が決定されるまでの間に、支援給付金受給者等からの暴力を理由に避難し、当該支援給付金受給者等と生計を別に行っている当該支援給付金受給者等の配偶者（現に４の支援給付金対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該支援給付金対象児童に係る法第７条第１項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が当該支援給付金受給者等に対して支援給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄に掲げる当該支援給付金受給者等の配偶者</p>	
<p>① 支援給付金受給者等が死亡した場合（この（２）の規定により支援給付金を支給される者が、当該者に対して支援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>				
<p>② 支援給付金の支給が決定されるまでの間に、支援給付金受給者等からの暴力を理由に避難し、当該支援給付金受給者等と生計を別に行っている当該支援給付金受給者等の配偶者（現に４の支援給付金対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該支援給付金対象児童に係る法第７条第１項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が当該支援給付金受給者等に対して支援給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄に掲げる当該支援給付金受給者等の配偶者</p>				
<p>4 支援給付金対象児童 3の支援給付金支給対象者に支給される支援給付金の対象児童（支援給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、次に掲げる者その他これらに準ずる者とする。 （１）支援給付金支給対象者に支給される令和４年３月分の児童手当に係</p>					

改正後	改正前
<u>る児童</u> <u>(2) 支援給付金支給対象者に養育される高校生</u>	

附 則
この告示は、公布の日から施行する。